

China Info. JP マイツ 通信

～具体的事例を踏まえた、技術ロイヤリティー送金の諸手続きや 日中の税務、税額シミュレーション等の解説～

昨今、一部地域では、技術ロイヤリティー送金の増値税免税に対する実務対応に厳格化の動きがみられます。本稿では、当該具体的な事例を踏まえた、技術ロイヤリティー送金に係る現地法人と日本本社の関連税務及び税額のシミュレーションと増値税免税の関連手続き等を説明の上、留意すべき関連税法を提示します。

1. 増値税免税を巡る技術ロイヤリティー送金の厳格化

直近事例：

広東省 A 社は、日本本社から長期に亘る技術供与を受け、日本本社に対して技術ロイヤリティー送金を実施。

この際、増値税に関しては免税措置を受けていた。

今般、同様に増値税免税を前提とした送金に対し、当該契約書上に“特許番号の記載が無い”ことを理由に現地当局より承認が下りず、送金ができない状態となった。

まず、現地法人の“ライセンス技術の輸入”に際しては、以下の手続きが必要です。

①技術輸出入管理条例に基づく自由技術か制限技術かにより技術輸入契約の登録証若しくは許可証の取得

②特許技術を含む/含まないの別により、知識産権局/技術契約登録機構への技術契約の認定・登録ⁱⁱ

その上、技術ロイヤリティーの支払いにおいて、通常、日本本社が送金を受領する際、(後述の)企業所得税(税率 10%)と増値税(6%)が源泉徴収されますが、増値税は適用要件に該当すれば免税措置が享受できますⁱⁱⁱ。

本例は、現地法人が、日本本社の特許技術の供与に対して技術ロイヤリティーを数年に亘り送金していた所、今年に入り、従来の「基本契約書+覚書(特許番号記載)」では形式が整っていない^{iv}として、もし免税措置を享受するのであれば、“基本契約書上に特許番号を記載”する形式での、再手続きが求められました。

従い、もし当局通りの指示に従うとすれば、以下の方法を採用する必要があり、具体的な検討は後述します。

➢方法 A: 当局の指示通りに、契約書を再作成する(増値税免税を前提に各種の諸手続きの完了後、送金)

➢方法 B: 増値税の免税享受では無く、今後は仕入れ税額控除を前提とした対応を行う

2. 実務対応事例及び税額のシミュレーション

今回、論点の一つに増値税免税が挙げられます。まず、増値税では役務・無形資産取引の販売側、購入側のいずれかが中国国内にいれば原則、課税対象取引となる為、国外で提供された役務は原則、不課税取引となる(日本の)消費税とは大きく異なります。この為、もし増値税の免税措置を享受しなければ、当該ロイヤリティー送金時に、原則、輸入者側の現地法人が源泉徴収義務者となる建付けです^{vi}。

従って、上記 1 の方法 A と方法 B では、一見すれば増値税の免税を享受できる方法 A が有利にも思えますが、下表①～③のシミュレーションの通り、必ずしも免税適用が有利とは言えない建付けです。

前提：技術ロイヤリティー金額を100(とした、企業所得税と増値税の源泉徴収額)

①【増値税免税】

ロイヤリティー送金金額	100.00
△増値税額	0.00
△企業所得税額	10.00
手取り受領金額	90.00

FYI: 0=免税措置を享受
10=100*10%

②【増値税を本社負担】

ロイヤリティー送金金額	100.00
△増値税額	5.66
△企業所得税額	9.43
手取り受領金額	84.91

FYI: 5.66=100/(100+6%)*6%
9.43=(100+5.66)*10%

③【増値税額を現地法人負担】

ロイヤリティー送金金額	106.00
△増値税額	6.00
△企業所得税額	10.00
手取り受領金額	90.00

FYI: 6=100*6%or106/(1+6%)*6%
10=(106+6)*10%

* 尚、現行の増値税関連規定では、取引金額に内税(増値税込み)か、外税(増値税額別)かの明記が無い場合、増値税は内税扱いだが、増値税法では“増値税は外税とし、課税取引の販売価格には増値税の税額を含まない”と定めており、同法施行後の契約金額と税額負担方法に、注意が必要。

** 本件は、増値税免税及び負担方法の違いを説明するもの。企業所得税は一律に日本本社負担としている。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ担当者まで
<https://myts.co.jp/inquiry/> 株式会社マイツ
【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324